

第 8 回

檜山北部 3 町合併協議会会議録

日 時 平成 16 年 9 月 24 日（金） 13 時 30 分

場 所 瀬棚町町民センター

第8回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成16年9月24日（金） 13:30～16:37 場所：瀬棚町町民センター

1. 会議録署名委員の指名について
2. 協議第 3号 新町の名称について（継続協議）
3. 協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
4. 協議第21-4号 消防・防災事業の取扱いについて
5. 協議第21-5号 環境衛生・環境保全事業の取扱いについて
6. 協議第21-7号 福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについて
7. 協議第21-8号 介護保険事業の取扱いについて
8. 協議第21-10号 広報・広聴事業の取扱いについて
9. 協議第21-11号 電算システム事業の取扱いについて
10. 協議第21-13号 交通関係事業の取扱いについて

○出席委員

大成町

副会長 花田 千賀志 委員 高畑 實 委員 大野 忠勝
委員 奥村 喜美男 " 成田 直彦

瀬棚町

副会長 平田 泰雄 委員 柳田 眞 委員 濱口 勝利
委員 桜井 明雄 " 用名 要一 " 新保 静夫
" 工藤 芳江

北檜山町

会長 内田 東一 委員 斎藤 洋一郎 委員 酒井 誠一
委員 真柄 克紀 " 中山 修身 " 石川 文枝
" 中島 勝則

○第8条第2項委員

檜山支庁 小田 千秋

○欠席委員

大成町

委員 濱口敬子
" 朝倉満

○幹事

幹事長 福島一臣 副幹事長 小林義悦 幹事 越野邦夫
幹事 碓谷恵一 幹事 高野利廣 " 水野幸雄

○説明員

行財政専門部会部会長 高野利廣
" 副部会長 福島司
保健福祉専門部会部会長 石岡清基
" 副部会長 大東幸雄
産業建設専門部会部会長 沖崎継世
" 副部会長 堂端重雄

○協議会事務局

事務局長 道高勉 事務局次長 駒谷正義 事務局次長 成田円裕
書記 小板橋司 町づくり推進係長 山内保夫

開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

それでは、皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ただいまから、第8回目の檜山北部3町合併協議会を開催いたします。

会長あいさつ

(道高事務局長)

開会に当たりまして、協議会会長でございます内田北檜山町長よりごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

どうも皆さん、こんにちは。大変ご多忙のところ、そしてまた、きょうはあいにくのこのような雨の中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

なおまた、去る9月8日の18号台風におきましては、それぞれ各町の皆さん方におかれましては、大変な予想以上の被害をこうむったということの中で、その復興対策に大変なお骨折りをいただいておりますのではなかろうかというふうに推察するわけでございまして、改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

本日は、第8回3町合併協議会開催をいたしまして、そうした中でこれからいよいよ大きな問題に取り組んでまいるのでございます。これからどうかひとつ、皆さん方のご協力、ご意見をちょうだいしながら、一步一步階段を上るように、決して後戻りをするようなこのとないように、一步一步力強く階段を踏みしめて頂上に達するようというねらいを持っているわけでございまして、これからは各それぞれ委員の皆さん方には、特段のご理解とご協力を賜りますことをお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、初めに規約第10条第1項によりまして、会議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は20名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきたいと思っております。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

(内田会長)

それではこれより、本日の議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力をお願いを申し上げます。

会議録署名委員の指名

(内田会長)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によりまして、石川文枝委員と奥村喜美男委員を指名いたします。

続いて、付議事件の報告を事務局からいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、本日配付しております議事日程の2枚目のページをめくっていただきたいと思います。

第8回檜山北部3町合併協議会付議事件報告でございます。

1、会長から提案があった事件は次のとおりである。

協議第3号(継続協議) 新町の名称について

協議第6号(継続協議) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第21-4号 消防・防災事業の取扱いについて

協議第21-5号 環境衛生・環境保全事業の取扱いについて

協議第21-7号 福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについて

協議第21-8号 介護保険事業の取扱いについて

協議第21-10号 広報・広聴事業の取扱いについて

協議第21-11号 電算システム事業の取扱いについて

協議第21-13号 交通関係事業の取扱いについて

以上のとおり報告する。

平成16年9月24日、合併協議会議長、内田東一。

以上でございます。

協議第3号(継続協議) 新町の名称について

(内田会長)

それでは続きまして、日程第2、協議第3号 継続協議となっております新町の名称についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と新町候補選定小委員会から報告をされました新町名候補の選定結果についてを説明をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、議案の方の1ページ目でございます。

協議第3号(継続協議) 新町の名称について(協定項目3)。

新町の名称について、次のとおり提案する。

調整の内容となっておりますが、これはまだ決定しておりません。

平成16年9月24日提出、合併協議会会長。

新町名を決定するに当たりましては、次のページでございますが、平成16年8月24日付で新町名称候補選定小委員会委員長の方から、檜山北部3町合併協議会会長に対しまして、新町名称候補の選定結果が3ページのとおり報告されております。この経過報告につきましては、第7回の合併協議会の場において小委員会委員長の方から協議結果について報告なされまして、協議会としては小委員会の経過報告を了承しているところでございます。

その新町名の候補としての選定された名称については、3ページのとおりでございます。3ページをお開きいただきたいと思います。

6点が選定されております。1が名称「瀬棚町」、選定基準として、五つの選定基準が示されております。ごらんとおりでございます。

それから、2番目が平仮名の「せたな町」でございます。同じく選定基準がごらんとおり述べられております。

それから、3番目「北檜山町」、それから4番目が「大成町」、5番目が「狩場町」、6番目が「西幸町」ということで、この6点が新町名称候補の選定結果ということでございます。

なお、次の4ページ、5ページは小委員会の方で第1次選考として公募の中からそれぞれ15点が選考されました結果でございます。その一覧を載せてございます。15点が第1次選考で選ばれております。そして6ページから11ページまでは、これは公募した結果につきまして一覧表として全部で128種類の新町の名称がこのようにあったということで、写しとしてご説明を申し上げたいと思います。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま事務局の方から説明がございましたとおり、新町の名称につきましては、第2回の協議会におきまして提案いたしましたところでございますが、この協議案件については、新町名称候補選定小委員会を設置いたしまして、公募等も含めた新たな名称を幅広く検討することにしておりました。付託された小委員会では、3町の名称を含めた公募を3町の住民等に行ったところ、先ほど説明がありましたように1,097点の応募があり、小委員会ではその中から新町名の候補としてふさわしい名称を5点から10点程度を選考することにいたしました。新町名称候補選定基準に基づいて慎重に選定をしていただいた結果、事務局からの説明がありましたとおり、新町の名称候補として6点を選定された旨の報告を前回の協議会において、小委員会委員長より答申をしていただいたところでございます。本日の協議会の場におきまして、この新町の名称問題を改めてご提案させていただくに当たりまして、この新町名称候補小委員会で選定をいただきました選定結果を最大限に尊重することといたしまして、この選定結果の6点の候補の中から、協議会として新町名を選定するというようにしてまいりたいと存じますが、このような進め方でよろしいでしょうか、お諮りをいたしたいと存じます。

いかがでしょうか。どなたからでもご発言をいただきたいと思います。

(「それでいいかと思います」と言う者あり)

(内田会長)

ただいま小委員会の選定結果どおり、この中から候補として選定すべきという意見がありました。このように取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議ないようでございますので、この6点の中から新町名を選定をしてみたいと存じます。それでは、この6点の候補の中から新町名として最もふさわしい名称をどのような方法で選定したらよいか、これらについてお諮りをいたしたいと存じます。協議会での選定方法として協議によって決定をしていくのか、あるいはまた投票によって決定をしていくのか、ご意見をちょうだいしたいと思います。

(酒井委員)

この新町名の決定につきましては、ただいま会長の方からご説明がありましたように、さきの第7回の協議会で小委員会から最終的な報告をいただいたところでございます。128点というたくさんの中からこの6点に絞れたということは、小委員会にとりましては大変ご苦労があったかというふうに思います。そういった意味からも、この小委員会の意向というものを十分に尊重した中で決められるというのが一番ベターではないかというふうに考えるわけでございます。

ほかの管内の協議会の流れを見ますと、最初からありきという中でスムーズに決まる場合と、また相当ご協議を続けながらなかなか結論が出ないという両極端なパターンがあるように思われます。その点を考えますと、この北部3町の協議会のこれまでの経過を見ますと、それぞれ3町の皆さんはこの合併に対する思いというのは、相当強いような感じがするわけです。そういった意味では、できるだけ協議を継続した中で、余りいろんな問題点を提起しない中でスムーズに決まるというんですか、そういう決定の仕方が非常に望ましいのかなというふうに考える一人でございます。

そういった意味からしますと、これから小委員会が出されたその6点の中から、皆さんの意向を最大限反映させるためにも、これまでの経過の中で決めるとすれば、2町であればどちらかで済むのですけれども、この3町の協議会の場合は3町があるということで、その辺が一つの難しさがあるわけでございますけれども、そうしますと、この3町で決める場合には、やはりこの六つからさらに絞り込んでいかなないとなかなか拮抗した中で落ちどころがなかなか見つからないと、そういう心配が懸念されるわけです。そうした場合にはやはり三つよりも二つぐらいの最終的な絞りをいたした後に最終的な決定をするという運びにした方が、よりベターではないのかなと、そんなような気がします。そうすることによって、それぞれのまちの思いが最終的には生きてくる可能性が非常

に高いような気がしますので、できましたら小委員会の経過を経て絞り込んだ6から、さらに絞り込んで二つを選んでいただいた方が、非常にスムーズに移行するような気がいたしますので、その辺について皆さんのご意見をいただきたいなというふうに考えております。

(内田会長)

ただいま酒井委員の方から、6点現在選考されたわけでございますけれども、さらにこの中か2点を選定をして、その中で決めた方がいいのではないかというご意見だと思います。それに対する各委員の皆さん方、何かご意見ございませんでしょうか。

(大野委員)

今、酒井委員の方から発言ございました。それで賛成でございます。2点をどうやって選ぶかは、口頭でおれはこっちがいいだとか、あれがいいだとかと、なかなか決まらないと思うのです。その方法を皆さんで検討していただければなと思います。

(内田会長)

今、大野委員からは、酒井委員の意見には賛成であると。しかし、その選考方法をどうするのかというようなご意見でございますけれども、これらに対するほかの皆さん方、特に瀬棚の委員の皆さん方からのご意見ございませんでしょうか。

(高畑委員)

今、どのような方法でという一つの課題がありました。前段は私は2名の委員さんの考え方に同感いたします。ただ、方向性は話し合い、つまり対話と、そしてまたもう一つは投票と、この2点があるわけですが、私はやはり大事をとった一つのしこりもない、すっきりした選択ということをするならば、やはり投票、それを無記名投票でひとつ結論が出れば幸いでないかなという感じをいたしております。

(内田会長)

今、高畑委員の方から、今さきに言われたお二人、酒井委員、そして大野委員のご意見には賛成であると。しかし、その選考方法については無記名投票ということで選んではどうかという高畑委員のご意見でございますけれども、このような方法でよろしいでしょうか、お諮りをいたします。

(中山委員)

こういう場合、ということは1人で2町選ぶということですか。

(内田会長)

今、酒井委員の方からは2町を選んで……。

(中山委員)

1人で2町ということね。

(内田会長)

はい。無記名投票してはいかがかと。

真柄委員、いいですか。同じですか。

瀬棚の方のご意見。桜井委員。

(桜井委員)

私もそれで結構だと思います。そのように進めていただきたいと思います。

(真柄委員)

もう一つこれは後から議長の方から出るかどうかわからないのですけれども、私ちょっとこれ心配なので、きょう二つ選びますね。それがこの中でより絞られるという形できょう結論出るということで、きょうのこれを継続にしていだけるものなのか。それと、継続にしたとしても、これはいろんな合併の時期から見てもそんなに遅くまで延ばせる問題ではないので、こういう段階に来ましたので、どういう日程になってくるのかわかりませんが、ある程度1週間なり10日なり私たちも含めて考える時間をいただいたら、なるべく速やかに協議会の方で法定協議会を月1回と言わずに、こうなってきましたら2回でも必要に応じて開いていただいて、この次の段階できちっと一つに絞り込むというような形にもっていただければ、私は一番ベターかなと思いますので、それを要望したいと思います。

(奥村委員)

真柄委員の意見に賛成する1人です。実はせっかくきょう、そういう無記名投票なりそういう選択の方法よりないのだなという思いでしたのですけれども、第8回の重要なそういう新町の名称を決める会議に、まことに申しわけないのですけれども大成の委員が2人欠席をしてございます。本当に申しわけなく思っています。それで、私どもも委員として選ばれた以上、公平な形でできるだけ地域エゴにこだわらないつもりで2件を選ばせていただきますけれども、できればそんなに先延ばししなくても、次回には2町の中から選定できるような段どりでひとつ取り進めてもらいたいと、そういう思いです。2人いないからということじゃなくて、その2町の中から2人選べるそういう余地といたしますか、選択もひとつ入れてほしいなど、そういう思いです。

(内田会長)

それでは、再度確認をいたします。真柄委員のご発言は、きょうは6時から2時に絞ると。そうした中で改めてその2点について慎重に協議をすべきでないだろうか。それも余り時間を置かない

で改めてその協議会を開いた中で決定をした方がいいのではないかというご意見、それに対する奥村委員の発言も同様というふうに受けとめますが、それで間違いございませんね。

今、お2人からそういう意見が出ましたけれども、瀬棚の委員の方からのご意見はいかがでしょうか。

(桜井委員)

私の方もそのように取り計らっていただきたいと思います。

(内田会長)

それでは、3町の委員の意見が合致しましたので、それでは本日、この6点の中から無記名投票で2点に絞っていただくということの決定でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、そのように取り進めさせていただきたいと思います。

それでは、再度お諮りをいたします。

これは無記名投票ですから、相当結果がばらつくのではないかという予想がされるわけです。そうした場合に上位2点を候補とすると、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

では、再度確認をいたします。ただいまより無記名投票の投票をやっていただいて、その中から上位2点を候補として選ぶということに決しましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、第1次選考として各委員、2点ずつ新町名の候補を書いていただくということでもよろしいですね。

それでは、各委員の皆さん方は2点ひとつ選んでいただきたいというふうに思います。

それでは、ただいま投票用紙を配付いたします。暫時休憩いたします。

(休憩)

(午後1時53分)

(再開)

(午後2時05分)

(内田会長)

それでは、再開をいたします。

開票の結果が出ましたので、事務局長から報告をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、新町名候補の開票結果でございます。

せたな町	15票
西幸町	7票
瀬棚町	2票
大成町	2票
狩場町	6票
北檜山町	8票

以上でございます。

(内田会長)

ただいま開票の結果が出ました。投票数の多い順から上位2候補を選定してまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、上位2候補として平仮名の「せたな町」、そして「北檜山町」の2候補を第1次選考として選定いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、この2候補のうち、一つを新町の名称として選定してまいりたいと存じます。したがって、先ほど真柄委員からのご発言ありましたように、本日はこれでとめおいて、次回というような話でありましたけれども、それでは今まで皆さん方にお諮りしたのは、それぞれの小委員会、幹事会等もでございますので、月に1回というようなことで法定協を決めておりましたけれども、そうしますと10月に入って早々に協議会を開くということになると思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

そうしますと、まず日程につきましては、当時2回のときは第2週の金曜日と第4週の金曜日というようなことで取り進めてまいりたいと思います。したがって、この次はこれを踏まえて来月8日に開くということでお諮りをいたしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、次回の10月に協議会を開いて決定をしたいと思います。したがって、本件につきましては継続協議ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

それでは、この候補の中から新町名決定するまで検討時間が必要ということで、次回の協議会に継続協議といたしたいと存じます。

なお、次回の臨時会については、後ほど改めて事務局の方から時期等について提案をさせていただきたいと存じます。

協議第 6 号（継続協議） 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

（内田会長）

それでは続きまして、日程第 3、協議第 6 号 継続協議となっております議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたしたいと存じます。

事務局から議案の朗読と議会議員定数・任期検討小委員会からの報告内容について説明をいただきます。

（道高事務局長）

それでは、12ページでございます。協議第 6 号（継続協議） 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）でございます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

調整内容でございます。この調整内容につきましてでございますが、第 3 回の合併協議会におきまして多種多様な問題が絡むということで小委員会に付託いたしまして、その結果が前回の合併協議会におきまして議会議員定数・任期検討小委員会委員長の方からその調整案につきまして報告がございました。その小委員会の案をここに載せてございます。読みます。

調整内容でございます。一つ、3 町の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、北檜山町議会議員の任期満了日の平成 19 年 4 月 29 日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。

2 点目、合併後の議員定数は在任特例の適用期間においては 39 人とし、適用期間後の定数については、新町の議会で決定する。

3 点目、選挙区の設置については、新町の議会で決定する。

平成 16 年 9 月 24 日提出、檜山北部 3 町合併協議会会長。

13 ページでございます。13 ページは小委員会委員長の方から合併協議会会長の方に 16 年の 8 月 24 日でただいま申し上げました調整内容につきましての結果報告ということでございまして、14 ページがその内容でございます。

以上でございます。

（内田会長）

説明が終わりました。この協議案件につきましても第3回の合併協議会におきまして、いろいろな問題が考えられるとして議会議員定数及び任期検討小委員会に付託をいたしまして、小委員会での方向性について十分に議論をしていただいて、調整案を協議会の方に答申をしていただくということでお願いをしておりましたが、その協議結果について、前回の合併協議会の場におきまして小委員会委員長の方から調整案についての報告がなされまして、その報告を了承したところでございます。

本日の協議会にその調整案を原案として提案させていただいたわけでありますが、この調整案について原案のとおり決定をしてよろしいかどうか、皆様方のご意見をちょうだいいたしたいと存じます。

どなたからでもご発言をいただきたいと思います。この調整案に原案のとおり決定をしてよろしいかどうか、この件について。

(中山委員)

私はこの調整内容には賛成でございます。その中で、一応任期の北檜山町議会議員の任期満了の平成19年の4月29日となっています。29日というよりも、どうなのでしょう、30日という1日、これはどんなものですかね、その任期の関係で。

(道高事務局長)

小委員会の方では、合併後この任期につきましてもの在任期間につきましてもは、北檜山町の任期がちょうど平成19年の4月29日ということで、この任期にということでございましてこのようにしたのですけれども、ただいま1日短いということでございます。これにつきましても、4月30日とした場合に、これは1日の違いがどう影響があるのかということですが、これについてちょっと議会の方と前に相談したことがあるのですけれども、1日違いますと、結局30日に新しく就任する場合には30日から4年後の4月29日になるわけです。議員の在職が1日あることによって議員の共済掛金が1カ月分払わなければならないということでございまして、それがずっと負担が出てまいります。再任されますといいのかもしれませんが、新しい議員さんになりますと、結局4月30日の日になりますから1カ月分の共済掛金が負担になるということで、町の方もこれは負担しておりますので、そういったことで、これを4月30日ということでの話もございました。それについて、きょうこの場でそういうことで話し合いしていただければ、そのような取り計らいで結構かなと思います。

(内田会長)

今、中山委員の4月29日を30日にしてはどうかというような、そういうご意見がございまして、事務局の方から29日までということになると、30日からの就任になると、1日でもってその共済掛金を負担をしなければならないというようなことから、町の負担もございまして、そういう意味で4月30日にしてはどうかというご意見でございましてけれども、このご意見について、皆さん方よろ

しいでしょうか、お諮りをいたしたいと思います。

(柳田委員)

今の局長の話からすれば、いろいろなことを考えればその方がいいのかなというような気がします。しかし、その手順として条例というものがかかわってくるのが先なのか、ここで話し合ってしまうのが先なのかという問題も起きてこないのかなというような気がします。それはそれぞれ29日なら29日、それを30日にするということになれば、1日が皆さん基準日ということになっているわけで、それを今29日なのを30日にして基準日を1日からにすれば、いろんな面でいいのだということにはなろうと思いますけれども、それをこの協議会の場でできるのかできないのかということも少し不安な面があるのですが、そこを詳しく教えていただいて、それで例えば特例の期間があるその中でやるのだよとか、今決めてもいいのだよとかということ。特例期間が例えば来年の9月だったら、2年後の9月というふうになります。その間にそれをつくればいいものなのか、それとも新しい町ができて、直ちにその5月1日を基準日とするということに形づくりができるものなのかどうか、その不安を解消しなければいけないと思うのですが、そのことについてやっぱりお知らせ願わなければいけないと思うのですが。

(道高事務局長)

ただいまの4月29日から30日まで1日延ばしたことについて、これは法的な根拠でございますけれども、もともとこの合併協議の特例法というのがございまして、合併特例法でございます。その在任期間は2年以内となっております。2年以内でございますので、例えば何年何カ月とか、例えば今回の場合のように日にちを指定することは可能でございますので、4月29を4月30日でも問題はございません。そして、通常であれば確かに条例で規定するのですが、あくまで合併における特例ということでございますので、まずこの協議会で決まったことがそのまま条例に反映させられるというようなことでございますので、その辺をご理解していただければよろしいかと思います。

以上でございます。

(内田会長)

まずその29日から30日というふうに変わるということの意味については、今事務局の方からお話しがありましたとおりでございます。当然これは、個人の負担もありますけれども、15%の町村の負担もあるということの中で、その1日の経費を軽減すべきだというふうなことからのお話でありました。

それでは、お諮りをいたします。

調整の内容については、北檜山町議会議員の任期満了日の平成19年4月29日を削除するということとでございます。そして、「3町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用して、合併後、平成19年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任をする」

ということで決定をしてよろしいでしょうか、お諮りをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議がないようでございますので、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、原案の1点目を、「3町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用して、合併後、平成19年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任をする」ということに改めまして、このように決定をさせていただきます。

協議第21-4号 消防・防災事業の取扱いについて

(内田会長)

それでは続きまして、日程第4、協議第21-4号 消防・防災事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

(成田事務局次長)

協議第21-4号 消防・防災事業の取扱いについて(協定項目21-4)。

消防・防災事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月24日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-4号 消防・防災事業の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。議案の17ページをお開き願います。

防災行政無線施設につきましては、屋外拡声器は3町とも整備されておりますが、個別受信機は北檜山町が未整備となっております。合併後の一体的な防災体制を整備する観点から、個別受信機の整備、さらには3町の既存の防災無線機器のネットワーク化を図る方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、防災行政無線施設については、同一配備を含め合併後に再編するとしております。

議案の18ページをお開き願います。消防団組織につきましては、課題・問題点として、消防団長の任期、団員定数、表彰規定などに差異がございます。また、合併に伴い、連合消防団の設置など組織の取扱いの再編整備も検討しなければなりませんので、それらの事項について調整をさせていただきました。

調整の内容はと申しますと、1、消防団については地域密着性、災害の地域特性を考慮し、合併時は現行のとおりとし、連絡調整的要素から連合本部組織等を設置する。なお、消防団の統合については、住民の要望等をとらえながら、将来に向け検討を進めることとする。

2、消防団に連絡調整の役割を担う連合消防団長、(団長兼務)を設ける。

3、消防団員の定数については、現行のとおりとする。

4、消防団員の処遇については、合併後に調整する、としております。

議案の16ページには、ただいまご説明いたしました事務事業ごとの調整の内容を取りまとめたものを一覽で掲載させていただきましたので、後ほどお目通しを願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

説明が終わりました。それでは、この消防・防災事業の取扱いについての調整案につきましては、行財政専門部会と幹事会の方で調整案として検討いたしました案をたたき台として協議に入らせていただきたいと存じますが、このようにしてよろしいでしょうか、お諮りいたします。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員に配付をいたさせます。

それでは、調整案の内容につきましては、ただいま事務局から資料の説明をいたしました内容と同様でありますので、朗読を省略していきたいと思います。

それでは、この調整案についてご意見をちょうだいいたしたいと思います。

(中島委員)

この調整案、例えば将来は住民の意見を聞きながら団を一つにすると、こういうようなことでもございます。しかし今、いろんなものが協議会で先送りの、新町ができてからこれをやるとかというのが多いのです。特に、消防はこれは命令系なのです。団長が今のところ3人いるわけです。ですから、それを1人にして、1人にするということは合併をして1人が、これでいくと結局は連合会の団長が本部長というのですか、その人が指揮者になるのだらうと思うのですけれども、ほかのあと2人の人も団長なのですね。そうすると、命令の場合はだれが、本部長がやるのでしょうか、おれも団長だという人が出てきた場合に調整の問題もあります。ですから、これは早くに、中の機構は変えなくてもいいのですよ。ただ、団長が今3人おります。副団長が6人おります。その人方を調整するだけで、あとは分団ですからそれぞれ多くなっていきますけれども、例えば北檜山には4分団、瀬棚町には3分団ですか4分団ですか、そういう番号をつけていくと、あとは内容は変わらないのです。それから、訓練その他についてもそう変わることはないのです。

ただ、今の話に出てきました中の表彰のこととかいろんなことは、これから調整していったいいと思うのです。ですけれども、今のように消防の団は三つでなくて一つにして、そして調整していただきたいというふうに思います。

(内田会長)

わかりました。それでは、再度確認いたします。中島委員の意見は、連合の本部長、これはいると。しかし、各町に団長がそのまま残るということについては、非常に何かややこしいといえますか、そういうことが起きるのではなかろうかと。したがって、それらについてはきちっとわかりやすいような体制づくりをした方がいいのではないかと、そういうことでよろしいのですか。

(中島委員)

そうです。消防団三つを一つにすると、そういうことです。

(内田会長)

今、中島委員の方から、そういうご意見がありましたけれども、これに対して皆さん方、ほかにご意見ございませんか。

(大野委員)

私も中島さんに同意見でございます。危機管理の問題ですので、命令系統あるいは連絡系統がスムーズに発信できる機構にしたらどういふものかなという事は一つあります。基本的には、中島さんの意見には賛成でございます。

それにおいては、ここで消防団にああやれ、こうやれということはなかなか私あれだなど、一つ個人で思っていますけれども、消防団というのは3町にございますから、その意見を反映したらスムーズにいくのではないかなと私は思います。

(奥村委員)

私もちょっとお聞きしたい。ほかの市町村合併の経緯を見ると、消防団組織は現行のとおりとすると、こういうことが多いのです。消防署そのものの組織は檜山広域消防とか何々署とかありますけれども、今議題に上っているのは消防団組織なのですね。これについて、事務局にちょっとお聞きしてよろしいですか。

消防団組織を現行のとおりとすると、こういうことでここに提出したということは、ほかの他町村の合併協議を見ているのだろうと思うのだけれども、今何かここで1人にしなければ、連合消防団はわかります。当然3町が一つになるのだから消防団はわかりますけれども、例えば皆さんが言っている、地域、地域に災害あるいは緊急のときが多いわけですから。そのときに連合の消防長、消防団長が、本当に現場を見て指揮命令ができるのかどうか、聞けばできないということではないのだろうけれども。

例えば、私も過去に見聞きしているのですけれども、隣家に火が移るといった場合に、あれはたしか私は消防団長の指揮命令によって、隣の家をつぶせとか、それでなかったら火事が広がるので、そういう権限をお持ちだというふうに聞いているのですけれども、事務局その辺も議論したのかどうか、ちょっと教えていただきたいなと思いますけれども。消防団長の権限といえますか、そうい

うことも加味して現行どおりとしたのではないかと私は思っているのですけれども、いかがですか。

(内田会長)

それでは、ちょっと休憩をさせていただきます。

(休憩) (午後2時43分)
(再開) (午後3時05分)

(内田会長)

それでは、再開をいたします。

調整案につきましては、ただいま申し上げましたとおり、いろいろな慎重にこの問題については協議をする必要があるということで、継続協議ということにさせていただきたいというふうに決定をいたしましたので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

協議第21-5号 環境衛生・環境保全事業の取扱いについて

(内田会長)

それでは続きまして、日程第5、協議第21-5号 環境衛生・環境保全事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第21-5号 環境衛生・環境保全事業の取扱いについて（協定項目21-5）。

環境衛生・環境保全事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年8月27日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-5号 環境衛生・環境保全事業の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。議案の22ページをお開き願います。

クリーンアップ作戦事業につきましては、実施時期、実施内容等は異なっておりますが、3町とも同じ事業を実施しておりますので、現行のとおり実施する方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、クリーンアップ作戦事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の23ページをお開き願います。洋上風力発電所施設につきましては、瀬棚町が風力発電機2基と受変電施設1施設を有しております。風力発電施設につきましては、財産及び公の施設の取扱いにおける調整方針に基づき、新町に引き継ぐこととして調整をしております。調整の内容はと申しますと、洋上風力発電所施設については新町に引き継ぐものとしております。

議案の24ページをお開き願います。生ごみ堆肥化容器購入費補助制度につきましては、大成町が独自事業として実施をしておりますが、合併時に廃止する方向で調整をしております。調整の内容

はと申しますと、生ごみ堆肥化容器購入費補助制度は、合併時に廃止するとしております。

議案の25ページをお開き願います。資源回収奨励制度につきましては、大成町と北檜山町が実施をしております。地域に定着した活動であることを考慮し、現行のとおり制度は引き継ぐこととしております。なお、奨励金の交付額に差異がございますので、合併時まで統一する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、1、資源回収奨励制度については現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2、奨励金の交付基準については合併時に調整するとしております。

議案の26ページをお開き願います。遺体搬送費助成制度につきましては、大成町の各地域にありました火葬場が廃止となり、その代替措置として実施をしております助成制度でございますけれども、合併時に廃止する方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、遺体搬送費助成制度については、合併時に廃止するとしております。

議案の21ページには、ただいまご説明いたしました事務事業ごとの調整の内容を取りまとめたものを一覽で掲載させていただきましたので、後ほどお目通しを願います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。この環境衛生・環境保全事業の取扱いにつきましても、保健福祉と産業建設各専門部会並びに幹事会の方で調整案を検討いたしておりますので、それをたたき台として協議に入らせていただきたいと存じますが、そのように進めてよろしいでしょうか。

お諮りいたします。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員に配布をいたさせます。

それでは、調整案の内容につきましては、ただいま事務局から資料の説明をいたしました内容と同様でありますので、朗読を省略していきたいと思っております。

それでは、この調整案についてご意見をちょうだいいたしたいと思っております。

(高畑委員)

一つ確認しておきたいということで質問したいと思っております。

この2点目の洋上風力発電所の問題ですが、この課題はこの事業の課題がこの分野に入ってくるのですか。僕は産業という事業の課題に入るものになるとして解釈しているわけですが。その辺のこの分野に入ったという一つの内容説明できたらお願いしたいと思っております。

(成田事務局次長)

実は事務事業1,001項目ございまして、それぞれ区分けはしたのですけれども、実はこの洋上風車につきましては、産業建設部会と保健福祉部会がございまして、保健福祉専門部会の方の事務項目の中に含まれたものでございまして、実は産業建設部会、ただいま事業の精査中ございましてまだ協議が終わっておりませんので、保健福祉部会の中にあつた部分として先行して協議が終了していたものですから、今回ご一緒に環境保全の中に入れて事業としてご提案をさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

(内田会長)

どうですか。

(高畑委員)

そのような答弁の理由はわかるのですが、私も議会をあずかるものとして、やはりそれぞれの分野の中で事業をきちんと当てはめた中で協議するのが建前だろうと、僕はそう思うのです。ただ、これがいいとか悪いとかでなくして、やはりそういう一つのスタイル性を持った中で、もしできたら協議してもらいたい、このように要望しておきます。

(内田会長)

それでは、平田委員の方からそれに対する意見がございまして。

(平田副会長)

実は今、前に送られてきたときから話しすればよかったのだけれども、私も今高畑委員と同じことを考えて、実は確かに全体とすればこれは環境問題というふうにつながるのですが、私は町としては地域振興、いわゆる産業振興の意味で自分をつくったつもりです。ただ補助金は環境問題からもらったものだから、これで間違いはないのですが、現実の問題としては地域振興という意味でつくったつもりでいるものですから、ここはここで調整してもらいまして、いずれはこれは産業振興の方に移してもらいたいなど、そんな気がいたしております。

(内田会長)

今、高畑委員のご質問に対する平田副会長の方からも、そうしたこの部分については、産業建設部門の方に移してほしいというようなことございましてけれども、今、事務局はそれは可能だということでございまして、後ほどこれについて十分今のご意見を聞かせていただいたわけですから、そのようにこれから調整してまいりたいというふうに思っておりますけれども、ほかの委員の皆さん方にお諮りいたしますけれども、ただいまお2人からご意見ありましたけれども、そのように産業部門の中に組み入れるということよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

それでは、今後そのように進めてまいりたいというふうに思っております。

（柳田委員）

ご苦労なさって調整案を出されたのだと思いますけれども、別な角度からいろいろと協議なさっているのかどうかは別にしましても、この調整の内容の中には、今後の合併したときの例えばごみ処理事業とか、し尿処理の事業とかと、その問題を今度は合併すれば現時点においては、今までの四つのまちが二つのまちになる。そういうことの今後の考え方についてのいろいろなことのお話し合いというのはなされていない。また、ここに調整案として出すべきものでなかったのか、それともあえて出さなかったのか、そういうことも含めて、これは全くこの中にないないということは、どういう理由でこうなされたのかということを知りたいと思いますが。

（成田事務局次長）

ただいまのご質問にお答えいたしたいと思えます。

実はごみ処理問題でございますけれども、この問題につきましては現在、4町で檜山北部衛生センター組合を持っておりますので、すべてそちらの事業として取り扱っております。新町になったとしても、既に前回の協議会におきまして、ごみ処理の関係につきましてはそちらの方でやるということが決まっておりますので、あえて合併協議会に提案して、そのごみ処理問題をご協議いただく必要はございませんので、事務局としてはそちらの方は省かせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

（柳田委員）

それはなかなか理解できないような気がするのです。全く知らないで、よしということにはならないだろうと。合併と同時に、脱退するか解散するかということだけをこっちで決めて、あとのことは全部衛生センターでやるから、お金さえ出せばいいよ、ということにはならないのではないのかなと。やっぱりある程度のことは、情報なりいろんなことをお知らせ願えるのが当たり前ではないのかなと思うのですが、このことについていかがですか。

（成田事務局次長）

その問題につきましては、実は3町とも、例えばごみ処理の手数料につきましては同一でございます。実は任意協議会の段階で調べた資料の中では、特に差異がないのです。今のままだでもそのままできるというような判断に基づきましたので、それであれば、あえて協議会に上げてご審議いただくなくてもよかったのかなということだということでご理解をお願いしたいと思います。

(内田会長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(大野委員)

この項目にはちょっとうたっていないのですが、確認のためにちょっとお聞きしておきたいのですが、火葬場が例えば狩場葬斎があって、我が町には大成町がやっている火葬場があるということなのですよ。それがどうなのでしょう。合併になったから、例えば狩場葬斎一つにするのだよという、そういう話は出ていたですか。その話はまだ至っていないとか、大変な重要な問題なので、その辺どうなのでしょう。

(石岡保健福祉専門部会長)

保健福祉専門部会です。この項目の中に遺体搬送助成事業というのがございまして、この中で議論させていただきました。大成町の火葬場につきましては、もう30年以上もたっているということで相当古いということで、改修もかなわないという中でございまして、今後廃止になった場合につきましては、北檜山の狩場葬斎の方を利用していただきたいと、そういうようなことで専門部会の中ではお話しした経緯がございます。

以上です。

(大野委員)

大変結構な話だと思いますけれども。ということは、やっぱり遺体を大成町から40分も1時間もかけて持っていくのを、町民がいいというはずがないでしょう。ということは、南西沖地震のとか覚えありますよね。例えば、火葬するにしたって、こっちがあふれて大成町でやったのですよ。そういう経緯を考えると、たとえば改修費がないとかそういう問題でないと思うのです。やはり大成町が一番不便を感じているわけだ。またも遺体を狩場葬斎に持ってきて焼くのだよ、そういうことでは私はならないと。

この搬送費のこれは、長磯地区にあるのだけれども、これはしようがないと、大成町独自の補助をやって遺体を持ってきてくれてという、距離が長いためにこれはいたし方ないと私は思います。だから、耐用年数も来て30年だから狩場葬斎に持ってこい、私はこれは反対でございまして。全くそういうふうにならんと思う。やっぱり大成町は利便性が一番悪いのです。3町でたとえば。だから少なくとも、現状維持のままでいってほしい、私は。それを、あれだからというのでなくて。だから、災害時だってそういうこといっぱいあるわけでしょう。特に、2町で狩場葬斎やっているのだから、また大成町が加わると1日に例えば変な話ですが、死亡が5人も4人も出たとする。そうしたら焼けないのだよ。これは大変な問題につながると思う。そんなことを私はやってはいかんと思う。どうなのでしょう、その辺。

(内田会長)

休憩します。

(休憩)

(午後3時21分)

(再開)

(午後3時31分)

(内田会長)

それでは、休憩を解きます。

まとめたいと思いますけれども、今それぞれ大成さんの方からお話がありました。そうしますと、今大成にある葬斎場をできるだけ維持をして残していくと。最終的にもう耐用期限が切れたといったときに、その時点で改めて考えるというようなことですね。大成さん、そういう話でよろしいですか。幹事会の方でそういうことで、よく検討してください。

では、そういう方法で今後調整をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。そういう決定をさせていただきます。

なお、この中の先ほどお話がありました洋上風力発電事業施設については、新町に引き継ぐということがございますけれども、これは改めて産業振興の方に移させていただくということで、ご承認いただきたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、そのようにご承認をいただきます。

協議第21-7号 福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについて

(内田会長)

それでは続きまして、日程第6、協議第21-7号 福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第21-7号 福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについて(協定項目21-7)。

福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月24日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-7号 福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。議案の31ページをお開き願います。

保育料につきましては、課題・問題点としまして、保育所徴収金基準額表に差異がありますので、

保育料を合併年度は現行のとおりとし、合併後に段階的に調整することとしております。保育料の決定から納入、滞納整理事務などの保育料管理事務につきましては、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併後段階的に調整する。保育料管理事務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の32ページをお開き願います。へき地保育所につきましては、瀬棚町と北檜山町が実施をしております。2町で同一の事務を取り扱っております。保育料の額に差がありますので、保育料を合併年度は現行のとおりとし、合併後に段階的に調整することとしております。保育料の決定から納入、滞納整理事務などの保育料管理事務については、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併後、段階的に調整する。保育料管理事務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の33ページをお開き願います。特別保育事業につきましては、瀬棚町と北檜山町が実施をしております。そのほか瀬棚町は一時保育や地域子育てセンター事業も実施しているところでございます。これらの事業は現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとしております。

議案の34ページをお開き願います。学童児童保育につきましては、瀬棚町と北檜山町で実施をしておりますが、利用料、開所日、開所時間に違いがあるため、合併後に一元化を図る方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、学童児童保育については、合併後に再編し、利用料等の一元化を図るものとするとしております。

議案の35ページをお開き願います。児童館につきましては、北檜山町の施設は現在、休止中でございます。大成町は施設の老朽化により近い将来に廃止する予定とのこととでございます。瀬棚町は学童保育所を将来的には児童館に移す予定としておりますことから、児童館の機能は廃止する予定とのこととでございますが、現状では3町に施設がございますので、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、児童館については現行のとおり新町に引き継ぐものとするとしております。

議案の36ページをお開き願います。重度障害児日常生活用具給付等制度につきましては、3町が同じ事務を行っておりますので、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、重度障害児日常生活用具給付等制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとするとしてございます。

議案の37ページをお開き願います。身体・知的・児童障害者支援費制度につきましては、3町が同じ事務を行っておりますので、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。調整の内容は申しますと、身体・知的・児童障害者支援費制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとしております。

議案の38ページをお開き願います。戦没者追悼式につきましては、大成町は平和祈念式典として町主催で実施をしております。北檜山町と瀬棚町は遺族会が実施主体となり実施している現状にご

ございますので、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。調整の内容は申しますと、戦没者追悼式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとするとしております。

議案の39ページをお開き願います。平和祈念式典につきましては、大成町が実施をしております。戦没者追悼式と開催趣旨は異なりますが、戦没者遺族も参列しているところでございます。戦没者追悼式と同様に、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、平和祈念式典については、現行のとおり新町に引き継ぐものとするとしております。

議案の40ページをお開き願います。災害弔慰金支給制度につきましては、3町が同じ事務を取り扱っておりますので、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、災害弔慰金支給制度については現行のとおり新町に引き継ぐものとするとしております。

議案の41ページをお開き願います。社会福祉協議会に委託している事業につきましては、移送サービス、除雪サービス、訪問サービスなどいろいろなサービスがございます。これらのサービス委託につきましては、新町において引き続き委託することとし、事業内容、委託料に差異がある部分については、合併後に再編する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、1、社会福祉協議会に委託している事業については、新町においても引き続き委託するものとする。

2、事業内容、委託料については合併後に再編する、としております。

議案の42ページをお開き願います。在宅介護支援センター事業につきましては、大成町は社会福祉法人に運営委託をしております。瀬棚町と北檜山町は町が直営で運営をしております。運営方法に差異はありますが、施設は町の施設でございますので、財産及び公の施設の取扱いにおける調整方針に基づき、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、在宅介護支援センター事業所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとするとしております。

議案の43ページをお開き願います。高齢者保健福祉計画につきましては、各町において策定されております。高齢者保健福祉計画は、策定期間が5年、3年ごとに計画の見直しをしなければならぬこととされております。このため、現在の計画は合併年度の平成17年度中に見直しを検討しなければなりません。合併協議会の承認が得られれば、旧町の計画の集合体をもって新町の事業計画として取扱うことが可能なことから、年度途中での合併を考慮し、平成17年度は旧町ごとの計画を用いることといたします。平成18年度から平成22年までの第3期老人保健福祉計画につきましては、平成17年度中に策定する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、1、第2期老人保健福祉計画については、平成17年度は旧町ごとの計画により従来どおり取り扱うものとする。

2、第3期老人保健福祉計画については、合併後に新町において計画策定を行うものとする、としております。

議案の44ページをお開き願います。生きがい活動支援通所事業につきましては、大成町と北檜山町の営業日は月曜日から金曜日となっております。瀬棚町は土曜日、祝日も営業をしております。また、利用者負担金についても3町で差異がございます。事業としては現行のとおり新町に引き継

ぎますが、営業日や利用者負担金などの差異のある部分は、合併後に調整する方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、利用者負担金等については、合併後に調整するとしております。

議案の45ページをお開き願います。在宅老人緊急通報システム事業につきましては、3町ともに実施をしておりますことから、業務は現行のとおり引き継ぐ方向で調整をしております。委託につきましては、大成町が財団法人北海道健康づくり財団に業務委託、瀬棚町がN T Tに保守点検業務委託をしている状況でございます。このため、委託先、委託内容につきましては、合併後に一本化を図る方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、在宅老人緊急通報システム事業については、業務は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、保守点検業務委託先等については調整し、一本化を図るものとするとしております。

議案の46ページをお開き願います。長寿祝金及び敬老金支給事業につきましては、大成町と北檜山町が実施をしておりますが、合併年度は年度途中ということを考慮いたしまして、事業は現行のとおり実施をいたしますが、合併後については廃止する方向で検討することとして調整をしております。調整の内容はと申しますと、長寿祝金及び敬老金支給事業については、平成17年度事業は現行のとおり実施し、合併後廃止の方向で検討するとしております。

議案の47ページをお開き願います。敬老会事業につきましては、大成町は平成16年度にアトラクション、会食は廃止いたしまして、記念品のみを贈呈しております。

瀬棚町と北檜山町は事業を実施しておりますが、実施方法に違いがございます。合併年度は現行の実施方法で開催いたしまして、翌年度以降は、対象年齢、開催方法など差異がある部分について検討する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、1、敬老会事業については、新町においても実施する。

2、平成17年度は現行どおりの方法で実施し、合併後は、対象年齢、開催方法などについて検討する、としております。

議案の48ページをお開き願います。健康相談事業につきましては、3町ともに同じ事業を実施しております。相談方法は、大成町と瀬棚町が地区巡回で実施をしております。北檜山町は健康センターで実施をしております。事業は現行のとおり新町に引き継ぎをいたしまして、相談方法など具体の細かい内容は、合併後に検討する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、1、健康相談事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2、健康相談の方法等については、地区巡回の必要もあることから合併後に検討する、としております。

議案の49ページをお開き願います。生活習慣病検査事業につきましては、実施内容、個人負担金、委託機関に差異がございます。また、対象者につきましても、大成町と瀬棚町は全町民を対象、北檜山町は40歳以上を対象と差異がございます。平成17年度は現行のとおり実施いたしまして、翌年度以降は、検診項目に合わせ、料金体系の統一、委託先の統一、対象年齢の統一などの差異がある部分を調整し、事業の再構築を図る方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、生活習慣病検査事業については、次のとおりとする。

- 1、平成17年度は現行のとおり実施し、合併後に再編する。
- 2、個人負担金は従来どおり徴収することとし、検診項目に合わせて料金体系を統一する。
- 3、委託機関の一本化が図れるよう検討する。また、町内病院等での検診は、受け入れ体制を考慮しながら、一般診療に支障がない範囲で実施する。
- 4、対象年齢を統一する、としております。

議案の50ページをお開き願います。胃がん検診事業につきましては、3町ともに北海道対がん協会に委託をしております。また、北檜山町は、倶知安厚生病院にも委託をしているところでございます。

自己負担金とは申しますと、3町に差異がございます。差異がある部分の調整方法といたしまして、合併後は、委託先の本一化について検討を行います。自己負担金につきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度からは統一していく方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、1、胃がん検診事業については、合併後に再編する。

- 2、合併後は、委託先の本一化について検討する。
- 3、自己負担金については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から徴収金を統一する、としております。

議案の51ページをお開き願います。インフルエンザ予防接種事業につきましては、大成町と北檜山町は医療機関において個別接種で実施をしております。瀬棚町は、医療機関における個別接種と集団接種の二通りで実施をしております。接種料金、自己負担金、助成対象者に差異がございます。差異がある部分の調整方法といたしまして、合併後は、接種方法についての検討を行います。対象者や自己負担金などにつきましては、平成17年度は現行のとおりとし、18年度からは統一していく方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、インフルエンザ予防接種事業については、次のとおりとする。

- 1、インフルエンザ予防接種事業については、合併後に再編する。
- 2、対象者、自己負担金等については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
- 3、集団接種や個別接種等の方法についても検討する、としております。

議案の52ページをお開き願います。健康まつり事業につきましては、3町が同じ事業を行っておりますので、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、健康まつり事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の29から30ページには、ただいまご説明いたしました事務事業ごとの調整の内容を取りまとめたものを一覽で掲載させていただきましたので、後ほどお目通し願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

説明が終わりました。

それでは、この福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについて、調整案につきましては保健福祉専門部会と幹事会の方で調整案を検討されておりますので、その調整案をたたき台として協議に入らせていただきたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員の方々に配付をさせていただきます。

それでは、配付いたしました調整内容については、先ほど事務局から説明をした内容と全く同様でございますので、省略をさせていただきます。

それでは、この調整案について、ご意見があればちょうだいをいたしたいと存じます。

(奥村委員)

この調整内容の福祉事業の(7)なのですけれども、社会福祉協議会、新町に引き継ぐと。それから、事業内容、委託料については合併後に再編すると、こういうことになっていきますけれども、今ほど成田次長の説明を聞くと、その他の委託事業の委託先は一本化すると、こういうふうにとらえているのですけれども、この社会福祉協議会については、現在私の知るところでは、3町それぞれ法人であったり、農協であったり、民間だと思えるのですけれども、これについては私の聞き漏らしかどうかわからないけれども、先ほど委託先を一本化する話ではなかったような気がするのですけれども、当然、委託料あるいは事業内容について差異があるとしたら、その辺は調整あるいは合併後に再編するとしても、この部分について委託先を一本化すると聞いていなかったのですけれども、それをまずお聞きしたいこと。

それから、この福祉協議会、たしか今金も含めた4町で連絡協議会をつくっていますけれども、これも今後、例えば新町になった場合、2町の連絡協議会になるのか、その辺の協議会の継続についても、幹事会なり専門部会で話し合われたことを、ちょっとお聞きしたいと思います。

(内田会長)

委託先のいわゆる一本化ということと、それから連絡協議会、現在4町で旧連絡協議会が構成されているけれども、それはどうなのかという、この2点ですね。

(石岡保健福祉専門部会長)

社会福祉協議会に対しての市町村の委託事業ということがございまして、3町とも事業についてはまちまちな事業を委託しているわけですが、先ほど説明の中で申し上げましたが、新町においても引き続き委託するということがございますので、現在委託している社会福祉協議会におのおの委託していくというような考え方でございます。

(奥村委員)

その他の委託事業は、委託先もそれぞれ事業内容なり委託料に差異があるので一本化するのだけでも、この福祉協議会だけは、現行の委託先を合併後も継続すると、そういうふうなとらえ方でよろしいのですか。

(石岡保健福祉専門部会長)

この事業につきましては、社会福祉協議会の方でも今、合併に向かっていろいろ議論しているところでございます。今の段階で言える部分につきましては、各町の社会福祉協議会に現事業を委託していきたいということでございます。

それと2町の協議会につきましては、その後の煮詰まった状況というのは、現在把握してございません。ただ、大きくは、やはり1町の社会福祉協議会というものが3町の中でできるのだろうというふうに考えておりますので、その部分についても、今後推移を見ていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

(内田会長)

ほかにございませんか。

(酒井委員)

胃がん検診について、調整の中で委託先の機関の一本化を図るように検討するという事になってはいますが、この辺について、現在複数の団体が入ってきていることは確かだと思えます。それで、内容を見ますと、どちらかというとなら経済団体だとか、あるいは共済組合だとか、そういう業種別の機関で利用されているというのが実態だと思うのです。そうした場合に、委託先が統一できるという、その可能性というか、その辺の方向というのはどういう形で検討されているのか、できたらお知らせをいただきたいというふうに思っています。

(石岡保健福祉専門部会長)

一本化について検討するという事で調整案を出してはございますが、これにつきましては、なかなか現実的には難しい問題だろうというふうに考えてはございます。3町は対がん協会に委託しているわけではございますが、北檜山町につきましては、JAの厚生連ということでも委託しているわけでありまして。これについても、課題としてはやはり今後検討するに値するであろうということで、検討するという事で今回上げさせていただいてはございますので、結果としてはどのようになるかは今の段階ではわかりませんが、それをも含めて検討していきたいということで考えてはございます。

以上です。

(酒井委員)

そうすると、相当可能性としては結構難しい面があるなという気がするのです。そうすると、この段階でそういう調整を図るという項目が、何か無理があるような気がするのですけれども、そういう意味では。形としては、今言われたように、方向づけとしてはそうだけれども現実には難しいと、こういう認識でよろしいということですね。

(石岡保健福祉専門部会長)

実際に新町が動いた段階で、3町がやはりこういう問題についても話をしておかなければならない部分だというふうに考えておりますので、まだやはり未定の部分であるということで検討ということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

(内田会長)

ほかに、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ほかにご意見ないようですので、調整案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定をいたしたいと存じます。

それでは、ここで10分ほど休憩をさせていただきます。

(休憩)

(午後4時00分)

(再開)

(午後4時09分)

(内田会長)

それでは、再開をいたします。

協議第21-8号 介護保険事業の取扱いについて

(内田会長)

それでは、日程第7、協議第21-8号 介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第21-8号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目21-8)。

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月24日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-8号 介護保険事業の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。議案の56ページをお開き願います。

平成15年度檜山北部4町の介護保険の状況でございますが、第1号被保険者世帯数は3町で2,542世帯、第1号被保険者数は3,567人、高齢化率は31.66%となっております。要介護認定者数は、第1号被保険者、2号被保険者を合わせた合計で545人となっております。

議案の57ページをお開き願います。居宅サービス受給者数は、第1号、第2号被保険者を合わせた合計で227人、施設サービス受給者数は、1号、2号保険者を合わせ、合計で193人となっております。

次に、議案の58ページであります。平成15年度の檜山北部広域連合介護認定審査会における要介護認定件数は、3町合計で1,157件となっております。認定審査会は3合議体を組織し、月に3回のペースで開催をしているところでございます。15年度の介護保険給付費支払実績につきましては、3町合計で8億8,536万3,196円となっております。

議案の59ページをお開き願います。新町において広域連合から脱退し、介護保険事業を取り扱う場合の保険料のシミュレーションでございます。上段の表は、基本ルールとして調整交付金5.0%、第1号被保険者負担割合10.8%で積算した場合につきましては、現行保険料は、瀬棚町が月額3,230円、大成町と北檜山町は3,710円でございますが、新町において取り扱った場合は月額3,723円と、4町による推計保険料より106円低くなると予測されているところでございます。

中段の表は、実績ベースとして調整交付金7.9%、第1号被保険者負担割合15.1%で積算した場合につきましては、新町において取り扱った場合は月額3,123円と、4町による推計保険料より89円低くなると予想されているところでございます。

介護保険料納期につきましては、広域連合における納期を掲載しております。納入回数は6回、納付月は1月から12月までとなっております。

議案の60ページをごらん願います。介護保険法の第3条の規定におきまして、市町村及び特別区は、この法令に定めるところにより介護保険を行うものとする、と定められており、市町村が介護保険事業の保険者として位置づけをされております。

第14条の規定におきまして、第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会を置くと規定されております関係から、新町において介護保険事業を取り扱う場合は、介護認定審査会を設置する必要があります。

第117条の規定におきまして、3年ごとに、5年を1期とした市町村介護保険事業計画を策定することが義務づけられているところでございます。現在の第2期計画は平成17年度に終了いたしますので、新たな計画を平成18年度には策定する必要があります。

前回の協議会におきまして、広域連合を脱退し、広域連合に加入しない、との方針決定がなされておりますので、新町において新たに介護保険事業の取り扱い方針を定める必要がありますので、その方針についてご協議をいただければと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、この介護保険事業の取扱いについての調整案につきましては、保健福祉専門部会と幹事会の方で調整案を検討しておりますので、その調整案を原案として協議に入らせていただきたいと存じますが、このように進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員の皆さん方に配付をいたします。

それでは、調整内容について、事務局から朗読をいたさせます。

(小板橋書記)

各種事務事業の取扱いについて、介護保険事業調整の内容案でございます。

介護保険事業については、次のとおりとする。

(1) 介護保険事業については、新町において取り扱うものとする。

(2) 介護保険事業計画の策定については、3町を一体とした計画を策定し、平成18年度から適用する。

(3) 介護保険の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から保険料を統一する。

(4) 第1号被保険者の普通徴収の納期については、7月から12月までの年6回とする。

(5) 介護認定審査会については、新町において新たに設置する。

以上です。

(内田会長)

それでは、この調整案についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようですので、調整案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

協議第21-10号 広報・広聴事業の取扱いについて

（内田会長）

続いて、日程第8、協議第21-10号 広報・広聴事業の取扱いについてを議題といたします。
事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

（成田事務局次長）

協議第21-10号 広報・広聴事業の取扱いについて（協定項目21-10）。

広報・広聴事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月24日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-10号 広報・広聴事業の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。議案の65ページをお開き願います。

ホームページにつきましては、3町ともにホームページの内容に差がございますから、合併後に新町としてのホームページを整備する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、ホームページについては、合併後に再編するとしております。

議案の66ページをお開き願います。広報紙につきましては、3町ともに発行日が異なっております。また、瀬棚町では広報紙の発行前に編集会議を開催しております。広報紙の作成にDTP機器を利用しておりますのは、瀬棚町と北檜山町となっております。DTP機器につきましては、合併した段階では、リース契約期間が終了していない状況でございます。このため、2台の機器の有効活用を検討することとしております。合併後は、編集会議を開催いたしまして、広報紙の内容などの検討を行います。北檜山町の広報紙発行規則につきましては、規則上の発行日と実際の発行日が異なっている状況でございますので、新町では廃止としたいとしております。

調整の内容はと申しますと、広報紙については、次のとおり合併後に再編するものとする。

（1）広報紙の編集に当たっては、編集会議を開催する。

（2）広報紙の内容については、合併後に検討する。

（3）北檜山町の広報紙発行規則については、廃止とする。

（4）DTP機器のリース契約関係については、体制、活用方法も含め検討する、としております。

議案の67ページをお開き願います。地区懇談会につきましては、名称及び開催方法が異なっております。合併後は、開催方法などを検討いたしまして、住民との直接対話の強化などの広報・広聴機能の強化を図る方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、地区懇談会については、開催方法を検討し、合併後に再編するものとする。さらには、広報・広聴機能の一層の強化を図るものとするとしております。

議案の64ページには、ただいまご説明いたしました事務事業ごとの調整の内容を取りまとめたものを一覧で掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。

この広報・広聴事業の取扱いにつきましては、行財政専門部会と幹事会で調整案を検討しておりますので、その調整案を原案として協議に入らせていただきたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員に配付させていただきます。

ただいまお手元に配付されました調整案につきましては、先ほど事務局から説明をした内容と同様でありますので、朗読を省略をさせていただきます。

それでは、この調整案につきまして、ご意見をちょうだいしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

協議第21-11号 電算システム事業の取扱いについて

(内田会長)

続きまして、日程第9、協議第21-11号 電算システム事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第21-11号 電算システム事業の取扱いについて（協定項目21-11）。

電算システム事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月24日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-11号、電算システム事業の取扱いについて、事務局より説明させていただきます。議案の71ページをお開き願います。

電算システム事業につきましては、情報処理機器の発達により、行政運営に不可欠なものとなっております。国が推進しますe-Japan計画、電子自治体構想、また北海道のHARP構想、市町村を含めて電子認証や電子決裁、セキュリティなどの機能を共同で構築することでございますけれども、それらとの整合性から、地方公共団体の情報化の推進が一層重要性を増している状況にございます。

合併に伴いまして、本庁窓口と支所窓口が設置されることにより、本庁と同様の申請や証明書のなどの発行をしていかなければなりません。このため、基幹システムとなる住民記録システムや税システムなどの統合をすることが必要となります。一般的な統合パターンとして三つの方法がございます。

一つ目が、新規システムを導入する方法でございます。

二つ目が、1町の現行システムに集約する方法でございます。

三つ目が、システム間の連携を図り、3町のシステムをそのまま利用する方法でございます。

新規導入は、開発費用も多く、統合までの期間もかかり、合併時までに期間が短い場合には、非常にリスクが高いとされております。3町のシステムをそのまま利用する方法は、システムを連携させることが難しく、運用段階で不測の事態が発生した場合、修正が難しく、リスクが高いとされております。一般的に用いられる方法は、Bに示されております、1町の現行システムに集約する方法となります。この場合、短期間、費用も安く済み、システムを安定した形で統合できるとされております。

議案の72ページをお開き願います。1町の現行システムに統合した場合の住民情報系システムのメリット、デメリットを掲載しております。

大成町のシステムに統合した場合は、メリットとしまして、平成14年度に導入された新しいシステムであり、OSもWindows 2000と新しいもので問題がなく、機能面や業者のサポートも特に問題はないと言われております。デメリットとしまして、システムは、住民記録、印鑑、選挙のみの導入であり、税関連システムを新たに導入しなければならないことが挙げられます。

瀬棚町のシステムに統合した場合は、メリットといたしまして、機能面や業者面のサポートは特に問題ないと言われております。デメリットといたしまして、大成町と同様に、税関連システムを新たに導入しなければならないことが挙げられます。平成13年度に導入された新しいシステムですが、OSがWindows NTと古いタイプのため、このOSでのシステム開発が近い将来されなくなる不安要因がございます。また、マイクロソフトの正式サポートが終了しているため、OSのふぐあいやセキュリティ対策などの修正が行われないうこととなります。

北檜山町のシステムに統合した場合は、メリットとして、一つのソフトに住民記録、選挙管理、国民年金資格管理、国民健康保険資格管理、税関連、財務会計など、多くの業務に対応可能なシステムということが挙げられます。また、通常はデータ量の多い町のシステムに集約するのが、移行データ量が少なく、短時間でデータ移行が終了できるとされており。デメリットとしまして、税関連では、ソフトの修正、使い勝手がよくなく、ふぐあいが多くあることや、サポート体制が余りよくないことが挙げられます。OSはWindows 95と相当古いOSを使用している状況にあり、マイクロソフトの正式サポートが終了しているため、ふぐあいやセキュリティー対策などのソフトの修正が行われないことが挙げられます。

議案の73ページをお開き願います。(2)(3)は現行システムに統合すると仮定した場合の考え方を掲載したものでございます。

年度途中の合併となると、合併前の旧町のシステムと合併後の新町のシステムを同時に稼働させなければならないため、不均一課税処理など、合併に対応したシステムに移行することをしなければなりません。このようなシステムを合併対応型システムと呼んでおります。

合併対応型システムへ移行する場合には、電算統合は現システムへ統合できるとは一概には言えません。なぜかと申しますと、合併に伴い、本庁と支所の連携を図らなければならないことや、合併が年度途中となった場合は、旧町の税システムと新町の税システムを一つのシステムで同時に稼働させる、不均一課税対応などの合併型対応システムが必要となるため、既存システムでの対応が難しい面があるからでございます。このため、既存システムが合併対応できない場合も想定し、新規システムの導入についても検討することとしております。さらには、現在3町に導入されておりましたが、戸籍システムや医療機関における電子カルテの新規導入についても、新たに検討していくこととしております。

資料の下段には、合併に伴う一般的な電算システム統合の予算化、契約方法について掲載させていただきましたので、後ほどお目通し願います。

議案の74ページをお開き願います。電算システムを統合する上で基本事項としてとらえなければならないことについて、(1)から(6)まで掲載しております。説明は省かせていただきますが、これらの基本的な考え方をもとに、電算システム分科会においてシステム業者選定作業を進めることとしております。

議案の75ページとなります。1のネットワーク統合の必要といたしまして、電算システムの統合に伴い、通信回線の各庁舎間の連携を図らなければ、住民記録システムや税システムなどが庁舎間で連動しないこととなります。住民サービスの低下を招くこととなりますので、合併時までにはネットワーク基盤の構築をしなければなりません。

ネットワークの整備方法といたしましては、まず初めに、大成町と瀬棚町が導入しております地域インターネットシステムを北檜山町に整備し、庁舎間の行政情報発信のための基盤をひとしく整備する方法などを検討したいと思っております。庁舎間の基盤整備が整いましたら、地域インターネットシステムや議会中継システムなどを庁舎・公共施設間などで利用するため、庁舎間を結ぶネットワーク整備を検討いたします。

ネットワーク整備の方法といたしまして、北海道開発局の通信BOXを利用した光ファイバー網の自設、または同様の開発局の通信BOXに敷設されておりますダークファイバーの借り入れなどがありますが、費用の面も考慮しながらさまざまな角度から検討を行い、整備していく方法といたします。

ネットワーク統合する上で基本事項としてとらえなければならないことについて、3のネットワーク統合における基本的な考え方を、(1)から(3)に掲載しております。これらの基本的な考え方をもとに、ネットワークの構築を行うこととしております。

議案の76ページをお開き願います。電算システムを統合する上で、基本として定めなければならない事項について、協議会の方針案をお示しさせていただきました。

基本方針につきましては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、各庁舎間をネットワークで結び、運用をいたします。既存のサーバーやパソコンなどの電算機器は有効に活用することとしております。

統合方針といたしましては、(1)でございます。住民記録、税などの基幹システムは、合併時までに統合が確実にできる方式を採用することといたします。

(2) 給与システム、財務会計システム、公営住宅管理システム、上下水道システムなどの個別業務システムにつきましては、住民記録との連動性、統合すべきシステムなのか、合併までに統合しなければ住民サービスに支障を招くおそれはないのかなどを検討いたしまして、統合時期も含め調整することとしております。

(3) ネットワークにつきましては、国の電子自治体構想に対応可能なネットワークを構築し、グループウェアなどの統一など、庁舎間の職員情報の共有化が保たれるシステムとすることとしております。

議案の77から83ページには、現在各町において導入されておりますシステムの基本調査報告書を添付しております。また、議案84から88ページには、現在各町に構築されておりますネットワーク環境の調査報告書を添付しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、調整案を各委員に配付させていただきます。

それでは、調整案につきましては、先ほど事務局から説明をした内容と同様でございます。そこで、この件につきましては朗読を省略をさせていただきたいと存じます。

それでは、この調整案につきまして、ご意見をちょうだいしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたしたいと存じます。

協議第21-13号 交通関係事業の取扱いについて

（内田会長）

続いて、日程第10、協議第21-13号 交通関係事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

（成田事務局次長）

協議第21-13号 交通関係事業の取扱いについて（協定項目21-13）。

交通関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月24日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-13号 交通関係事業の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。議案の92ページをお開き願います。

町営バス運行につきましては、瀬棚町が、函館バス運行路線廃止に伴い、生活路線バスとして瀬棚本町から須築までの区間を東ハイヤーに委託し、有料で運行しております。生活路線バス運行は住民生活に影響の大きな事柄でございますので、当面、現行のとおり運行する方向で調整しております。

調整の内容はと申しますと、町営バス運行事業については、当面、現行のとおりとすとしております。

議案の93ページをお開き願います。生活交通路線バス対策事業につきましては、3町ともに函館バス運行路線への助成を行い、住民の足の確保をしている状況でございます。事業目的にもございますように、地域住民の生活上、不可欠な公共交通機関であることを踏まえ、当面、現行のとおり運行することとし、檜山管内他町との交通路線の連携も考慮しつつ、新町において再編する方向で検討しております。その他のバス運行として、福祉バスや患者輸送バスなどの運転業務を業者に委託して実施しております。合併時には、現行のとおり運転業務委託としますが、車両更新時には、車両と運転業務の両方を委託する全面委託方式などの検討をする方向で調整しております。

調整の内容はと申しますと、生活交通路線バス対策事業については、当面現行のとおりとし、新町において再編する。

福祉バス及び患者輸送バスについては現行のとおりとし、車両更新時に委託方式を検討するとしております。

議案の91ページには、ただいまご説明いたしました事務事業ごとの調整の内容を取りまとめたものを一覽で掲載させていただきましたので、後ほどお目通しを願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

説明が終わりました。

それでは、この交通関係事業の取扱いについての調整案につきましては、行財政専門部会と幹事会で検討されておりますので、その調整案を原案として協議に入らせていただきたいと思います。存じますが、そのように進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員の皆さん方に配付をさせていただきます。

ただいま配付されました調整案につきましては、先ほど事務局から説明いたしました内容と同様でございますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、この調整案について、ご意見をいただきたいと思います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたしたいと存じます。

それでは、本日の議事日程に上げられました協議案件につきましては、終了とさせていただきます。

その他

(内田会長)

そのほか、事務局からお知らせの事項があります。

(道高事務局長)

それでは、最初、次回の合併協議会でございますけれども、新町の名称の関係、それから消防関係の継続事業ということでございました。これらを審議するため、10月8日、金曜日、午後1時30分から、会場ですけれども、本来でありますと次回の会場は10月22日に大成町ということになってい

ますが、もう既に協議会だより第6号で22日は大成町ということで回しておりますのが、今回は森臨時的なこともございまして、北檜山町の方を会場にいたしまして考えたいというふうに思っていますので、そのようにしてよろしいでしょうか。ではまた会場につきましては、健康センターはあいていないという話が今ありましたので、追ってご案内したいというふうに思っています。よろしくお願いたします。

閉 会

(内田会長)

それでは、閉会のごあいさつを申し上げます。

今日は、皆さん方におかれましては大変お疲れのところをご出席をいただきまして、いろいろとご審議をいただきました。本日の案件につきましては、2点の継続審議ということでございました。あとのすべてにつきましては、皆様のご協力のもとに原案どおりの決定されたわけございまして、本日のご協力、まことにありがとうございます。またこれからも、回を重ねることによっていろいろ諸問題が出てまいりますけれども、どうかひとつ皆さん方の特段のご理解、ご協力を賜りますことを心からお願いを申し上げます、閉会のごあいさつにかえさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。ご苦労さまでした。

(午後4時37分)